

写

16消安第 8397号
平成17年 2月 1日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（通知）」
等の一部改正について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第327号）の施行等に伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（通知）」（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）及び「未指定品目の取扱い等について」（昭和55年11月25日付け55畜A第4625号畜産局長通知）の一部をそれぞれ別紙1及び別紙2の新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、事務の参考とされるときにも関係者に対して周知を図られたい。

(別紙1)

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について(通知)」

(平成13年3月30日付け12生畜第1826号生産局長・水産庁長官連名通知)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 目的及び定義について</p> <p>2 家畜等</p> <p>家畜等とは、家畜、家きんその他の動物で政令で定めるものをいうと定義されている(法第2条第1項)。飼料の安全性の確保の見地からの規制措置の必要性及び法益との関係から、法の規制対象とする家畜等は、経済動物に限定することが妥当と考えられ、犬、猫等愛玩動物は規制の対象とされていない。具体的には、流通飼料への依存度、その家畜等に使用される飼料の内容及びその家畜等に係る生産物の食生活に占める地位などを総合的に勘案して、牛、豚、めん羊、山羊及びしか、鶏及びうずら、みつばち、ぶり、まだい、<u>ぎんざけ、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい(食用に供されるものに限る。)、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご及びにっこういわなその他のいわな属の魚であって農林水産大臣が指定するもの(にっこういわな、えぞいわな及びやまといわな)</u>が定められている(令第1条)。</p> <p>(略)</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 飼料添加物の指定等</p> <p>農林水産大臣が飼料添加物の指定を</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 目的及び定義について</p> <p>2 家畜等</p> <p>家畜等とは、家畜、家きんその他の動物で政令で定めるものをいうと定義されている(法第2条第1項)。飼料の安全性の確保の見地からの規制措置の必要性及び法益との関係から、法の規制対象とする家畜等は、経済動物に限定することが妥当と考えられ、犬、猫等愛玩動物は規制の対象とされていない。具体的には、流通飼料への依存度、その家畜等に使用される飼料の内容及びその家畜等に係る生産物の食生活に占める地位などを総合的に勘案して、牛、豚、めん羊、山羊及びしか、鶏及びうずら、みつばち、ぶり、まだい、ぎんざけ、<u>こい(食用に供されるものに限る。)</u>、うなぎ、<u>にじます及びあゆ</u>が定められている(令第1条)。</p> <p>(略)</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 飼料添加物の指定等</p> <p>農林水産大臣が飼料添加物の指定を</p>

行おうとする場合は、農業資材審議会の意見を聴くこととされている（法第2条第3項）。

飼料添加物の指定については、その必要性が高く効果が明らかで、かつ、安全性の確認されたもののうちから、必要最小限の範囲において行われることとなる。このため、指定されていないものについて新たに飼料添加物としての製造、輸入等を行おうとする者は、事前に当局と十分な協議を行い、当局の指示を受けることが必要である。

なお、飼料添加物の指定等に際しては、「飼料添加物の指定等に際し提出すべき資料等について」（昭和55年2月4日付け54畜A第5002号、54水振第3381号畜産局長、水産庁長官通知）及び「生菌剤を飼料添加物に指定するための資料の提出等について」（平成4年1月30日付け4畜A第25号畜産局長、水産庁長官通知）に基づき、資料等を提出するものとする。

また、色調強化剤等の化学合成品又は微生物を用いて製造する酵素剤の取扱いについては、「未指定品目の取扱い等について」（昭和55年11月25日付け55畜A第4625号畜産局長通知）の趣旨に基づき、飼料添加物として指定されるまでは、販売又は使用を控えることとされたい。なお、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1に規定する食用青色1号又は食用青色2号については、関稅定率法（明治43年法律第54号）に基づき飼料の製造用原料品の免税を受けるために必要最小量を用いる場合は、ここでいう未指定品目に該当しない。

行おうとする場合は、農業資材審議会の意見を聴くこととされている（法第2条第3項）。

飼料添加物の指定については、その必要性が高く効果が明らかで、かつ、安全性の確認されたもののうちから、必要最小限の範囲において行われることとなる。このため、指定されていないものについて新たに飼料添加物としての製造、輸入等を行おうとする者は、事前に当局と十分な協議を行い、当局の指示を受けることが必要である。

なお、飼料添加物の指定等に際しては、「飼料添加物の指定等に際し提出すべき資料等について」（昭和55年2月4日付け54畜A第5002号、54水振第3381号畜産局長、水産庁長官通知）及び「生菌剤を飼料添加物に指定するための資料の提出等について」（平成4年1月30日付け4畜A第25号畜産局長、水産庁長官通知）に基づき、資料等を提出するものとする。

また、色調強化剤は、従前から飼料に添加する等により使用されているが、飼料添加物として指定されていないことから、その取扱いについては、「未指定品目の取扱い等について」（昭和55年11月25日付け55畜A第4625号畜産局長通知）によることとしている。それ以外の化学合成品たる色調強化剤は、飼料添加物として指定されるまでは、販売又は使用を控えることとされたい。

(略)

2 基準及び規格

(3) 成分規格等省令の留意事項

イ 別表第2(飼料添加物関係)

(ア) 飼料添加物一般の通則等について(成分規格等省令別表第2)

飼料添加物の有用性又は安定性を高めるために、安定剤、滑沢剤、結合剤、湿潤剤、乳化剤、被覆剤、分散剤、崩壊剤、保存剤、又は溶解補助剤を製剤に用いることができることとされているが、これらのものは、次のアからウまでの区分のいずれかに該当するもので、別表第2の3の(5)の要件を満たすものを用いることとし、用いる量も当該製剤を製造するために必要な最小限の量にとどめること。

なお、用いたものの名称は、別表第2の5の(2)の力の規定に基づき飼料添加物の袋に表示することとなるが、この場合、一般名で表示すること。

ア 天然物

イ 飼料添加物(プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウム以外の抗菌性物質を除く。)及び別表第2の8の各条の規定において規定されている賦形物質。

ウ 食品衛生法施行規則別表第1に掲げられたもの。

(略)

(略)

2 基準及び規格

(3) 成分規格等省令の留意事項

イ 別表第2(飼料添加物関係)

(ア) 飼料添加物一般の通則等について(成分規格等省令別表第2)

飼料添加物の有用性又は安定性を高めるために、安定剤、滑沢剤、結合剤、湿潤剤、乳化剤、被覆剤、分散剤、崩壊剤、保存剤、又は溶解補助剤を製剤に用いることができることとされているが、これらのものは、次のアからウまでの区分のいずれかに該当するもので、別表第2の3の(5)の要件を満たすものを用いることとし、用いる量も当該製剤を製造するために必要な最小限の量にとどめること。

なお、用いたものの名称は、別表第2の5の(2)の力の規定に基づき飼料添加物の袋に表示することとなるが、この場合、一般名で表示すること。

ア 天然物

イ 飼料添加物(プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウム以外の抗菌性物質を除く。)及び別表第2の8の各条の規定において規定されている賦形物質。

ウ 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第2に掲げられたもの。

(略)

第3 飼料の公定規格及び表示の基準

5 表示の基準

(2) 表示方法等

(イ) 配合飼料

原材料の配合割合の表示については、その栄養価値及び使用目的の面からみて共通の性格を有する穀類、そうこう類、植物性油かす類、動物質性飼料及びその他の5種に区分し、この区分名を区分別配合割合の大きいものから順に、かつ、当該区分ごとに原材料名を配合割合の大きいものから順に記載するものとする。この場合原材料の区分は、飼料の公定規格（昭和51年7月27日農林省告示第756号）の備考の3の別表の区分（飼料添加物は除く。）によるものとする。ただし、同表に記載されていない原材料にあってはその他の欄に記載するものとする。

（以下略）

第3 飼料の公定規格及び表示の基準

5 表示の基準

(2) 表示方法等

(イ) 配合飼料

原材料の配合割合の表示については、その栄養価値及び使用目的の面からみて共通の性格を有する穀類、そうこう類、植物性油かす類、動物質性飼料及びその他の5種に区分し、この区分名を区分別配合割合の大きいものから順に、かつ、当該区分ごとに原材料名を配合割合の大きいものから順に記載するものとする。この場合原材料の区分は、検定の方法を定める件の別表の区分（飼料添加物は除く。）によるものとする。ただし、同表に記載されていない原材料にあってはその他の欄に記載するものとする。（以下略）

(別紙 2)

「未指定品目の取扱い等について」

(昭和55年11月25日付け55畜A第4625号畜産局長通知) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p>飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定に基づき、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定しているところであるが、飼料添加物として指定されていないものとして酵素剤、呈味料、着香料、色調強化剤、粘結剤及び乳化剤（以下「未指定品目」という。）が、従前から飼料に添加等することにより広く使用されている。</p> <p>しかしながら、これら未指定品目についても、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図るとする法の趣旨にかんがみ適切に措置する必要があることから、先般、未指定品目の指定等につき法第2条第3項及び第2条の2第2項の規定に基づき農業資材審議会に対して諮問を行ったところである。</p> <p>ついては、今後、当該未指定品目の指定等につき農業資材審議会において審議するに際し提出すべき資料の範囲等を下記のとおり定めたので、貴管下関係各業者に周知徹底されたい。</p> <p>なお、<u>化学的合成品又は微生物を用いて製造する酵素剤である未指定品目については、</u>使用の経験の少ない新規物質と考えられるものもあり、また有害な物質を含むものもありうるので、このような品目については、飼料添加物として指定されるまでは、販売又は使用することのないよう指導されたい。</p>	<p>飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定に基づき、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定しているところであるが、飼料添加物として指定されていないものとして酵素剤、呈味料、着香料、色調強化剤、粘結剤及び乳化剤（以下「未指定品目」という。）が、従前から飼料に添加等することにより広く使用されている。</p> <p>しかしながら、これら未指定品目についても、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図るとする法の趣旨にかんがみ適切に措置する必要があることから、先般、<u>別紙1の未指定品目の指定等につき</u>法第2条第3項及び第2条の2第2項の規定に基づき農業資材審議会に対して諮問を行ったところである。</p> <p>ついては、今後、当該未指定品目の指定等につき農業資材審議会において審議するに際し提出すべき資料の範囲等を下記のとおり定めたので、貴管下関係各業者に周知徹底されたい。</p> <p>なお、<u>別紙1に掲げた品目については、当面、飼料原材料として販売又は使用しても差し支えないこととするが、その他の未指定品目であって、</u>化学的合成品又は微生物を用いて製造する酵素剤であるものについては、<u>使用の経験の少ない新規物質と考えられるものもあり、また有害な物質を含むものもありうる</u>ので、このような品目については、飼料添</p>

加物として指定されるまでは、販売又は
使用することのないよう指導されたい。

記

(略)

(削る)

記

(略)

別紙 1

<u>品目名</u>	<u>備考</u>
<u>- アポ - 8 ' - カロチン酸</u> <u>エチルエステル、カンタキサ</u> <u>ンチン</u>	<u>色調強</u> <u>化剤</u>

写

16消安第 8397号
平成17年 2月 1日

別記関係団体・法人の長 殿

農林水産省消費・安全局長

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（通知）」
等の一部改正について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第327号）の施行等に伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（通知）」（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）及び「未指定品目の取扱い等について」（昭和55年11月25日付け55畜A第4625号畜産局長通知）の一部をそれぞれ別紙1及び別紙2の新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、事務の参考とされるところにも関係者に対して周知を図られたい。

(別記)関係団体・法人の長

全国農業協同組合連合会会長	社団法人全国肉用牛振興基金協会会長理事
全国農業協同組合中央会会長	社団法人全国養豚協会会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長	社団法人日本養鶏協会会長
全国精麦工業協同組合連合会会長	社団法人日本食鳥協会会長
全国飼料卸協同組合理事長	社団法人畜産技術協会会長
全国飼料工業協同組合理事長	社団法人日本動物薬事協会理事
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長	社団法人日本養蜂はちみつ協会会長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長	社団法人全国海水養魚協会会長理事
全国肉牛事業協同組合理事長	社団法人日本フィッシュミール協会理事
全国鮎養殖漁業組合連合会会長	社団法人日本養魚飼料協会理事
全国漁業協同組合連合会代表理事会長	日本養鶏農業協同組合連合会会長
全国内水面漁業協同組合連合会代表理事会長	日本フィッシュソリュブル工業会理事
全国養鯉振興協議会会長	日本養鰻漁業協同組合連合会代表理事会長
全国養鱒振興協会会長	飼料輸出入協議会理事
全国養鰻漁業協同組合連合会会長	全日本養鹿協会会長
協同組合日本飼料工業会会長	独立行政法人農畜産業振興機構理事
社団法人日本科学飼料協会理事	独立行政法人
社団法人配合飼料供給安定機構理事	農業・生物系特定産業技術研究機構理事
社団法人家畜改良事業団理事	独立行政法人家畜改良センター理事
社団法人日本獣医師会会長	財団法人日本穀物検定協会会長
社団法人日本獣医学会理事	財団法人日本食品分析センター理事
社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会会長	財団法人日本冷凍食品検査協会理事
社団法人全国農業共済協会会長	財団法人日本肥糧検定協会理事
社団法人中央畜産会会長	財団法人食品環境検査協会理事
社団法人中央酪農会議会長	海外貨物検査株式会社代表取締役社長
社団法人全国酪農協会会長	